

## 第367回宮城県議会（定例会）追加提出予定議案一覧

### I 予算外議案（1件）

#### 1 条例議案（1件）

- (1) 議第105号議案 東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定の請求について

平成31年2月12日、東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定の請求を受理したため、意見を付けて付議しようとするもの

施行 公布の日

所管 市町村課（関係課 原子力安全対策課）

○知事の意見  
別紙のとおり



「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例案」に対する意見

直接請求に係る条例案（以下「条例案」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の稼働の是非に関し、県民の意思を明らかにするため、県民による投票を行い、有効投票総数の過半数の結果が投票資格者総数の4分の1に達したときは、知事及び県議会はその結果を尊重して、県民の意思が正しく反映されるよう努めることを定めるものである。

この度、東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例の制定が、11万人を上回る県民の署名により請求されたところであり、その意義を大変重く受けとめるものである。

その上で、条例案を慎重に検討した結果、以下の課題があるものとする。

#### 1 原子力発電所の稼働の是非を県民投票で判断することについて

エネルギーは人間のあらゆる活動を支える基盤であり、国民生活、産業活動を維持するための礎となっているが、島国である我が国は、資源が少なくほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っており、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することは難しいという根本的な脆弱性を有しているとされている。

そのような中、国策として原子力政策が進められてきた経緯があり、第5次エネルギー基本計画では、電力供給において、原子力は準国産エネルギーとして優れた安定供給性を有することが述べられており、安全性の確保を大前提に長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源とされている。

原子力発電所の稼働の是非については、このようなエネルギー安全保障、経済に与える影響のほか、地球温暖化対策、外交問題なども複雑に絡みあった国家の将来に多大なる影響を与える問題であることから、これからも国が責任をもって判断すべきである。

国は、現在停止している原子力発電所について再稼働を進める際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしており、先行事例においては、再稼働の方針を示した後立地県に対し同意を求めている。この同意については、住民の多様な意見を反映して判断すべきものである。女川原子力発電所2号機の再稼働に関する本県の判断にあたっては、国策としてのエネルギーの在り方、県としての地球温暖化対策の取組の考え方、原子力発電所の安全性に関する県としての確認結果、そして原子力発電所設置の経緯や地域に果たす役割などについて、地域住民の意見を踏まえて、多様な観点からの議論が必要であることから、県議会における議論が有益であるとする。そして、その上で県議会や立地市町をはじめとする県内の市町村長の意見をしっかりと伺い、知事が判断することが、多様な意見を踏まえた妥当な判断に繋がるものとする。

条例案第12条においては、投票の方式として、投票用紙の賛成欄又は反対欄に「○」の記号を記載して自らの意思を表明することとしているが、女川原子力発電所2号機の稼働の是非については、エネルギー問題に対する考え方による賛否や地域経済への影響に対する考え方による賛否、地球温暖化に対する考え方による賛否のほか、条件付き賛否等の様々な意

見があるものと思われる。したがって、単に「賛成」又は「反対」の選択肢では、県民の多様な意思が正しく反映できないと思料される。

また、条例案第22条において、賛成又は反対の数で示された投票結果のみをもって、「知事および県議会は投票結果を尊重し」、「稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない」とすることは、国の再稼働の方針に対する同意に関する判断について、県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないものと思料される。

## 2 執行上の課題

県民投票を執行するにあたり、当該条例案には、以下のとおり法的な課題が見受けられる。

まず、条例案第3条第2項において、地方自治法（以下「法」という。）第180条の2の規定に基づき、知事は、県民投票の管理及び執行に関する事務を県選挙管理委員会並びに県内市町村及び市区町村選挙管理委員会に委任するものとされている。しかしながら、知事の権限に属する事務の一部を市町村及び市区町村選挙管理委員会が処理するためには、法第252条の17の2に規定する手続きにより、市町村長が知事より事務の移譲を受け、その上で、当該市町村長から市区町村選挙管理委員会へ法第180条の2の規定により委任の手続きを行うことが必要になることから、根拠条文等に誤りがある。

次に、条例案第19条第2項では、公務員が行う県民投票運動や意見の表明等について、公務員の政治的行為を制限した地方公務員法等の規定の適用を除外しているが、このことは、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとする法第14条第1項の規定に抵触する可能性がある。

また、投票資格者名簿の調製や投開票事務については、県だけで担うことは困難であり、県内市町村及び市区町村選挙管理委員会の協力が不可欠であるが、市町村及び市区町村選挙管理委員会が円滑な事務執行を行うにあたり、当該条例案には、以下の運用上の課題がある。

まず、条例案第6条第1項に規定する投票資格者について、引き続き3月以上宮城県内の市町村に住所を有する者とし、さらに括弧書きで、宮城県内で当該住民票の異動があった場合も含むとされている。この括弧書きが「通算して3月以上宮城県内に在住する者を含む」という趣旨であれば、公職選挙法の規定と異なる扱いとなるため、投票資格者を特定するにあたり、選挙人名簿と異なるシステムの構築が必要となる可能性が高く、さらに、異動前の県内市町村における在住期間の確認を要するなどこれまで行ったことのない事務作業が生じ、市町村及び市区町村選挙管理委員会の負担が増すことが懸念される。

次に、条例案第16条第3項では、県民投票公報を投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の7日前までに配布しなければならないとされているが、条例案第5条に規定する告示の日と同日となっており、配布するための十分な期間が設けられていない。

上記のほか、条例案第10条第1項では、期日前投票や不在者投票の開始の時期が明確ではない点、条例案第23条第2項では、規則の制定時期が条例施行の日から20日以内とされ制定のための十分な期間が設けられていない点が挙げられる。